

第1節 供託制度

Q1

供託とはどのような制度か

A

供託とは、供託者が、ある財産（供託物）を国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、供託所を通してその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとする制度である。

● 解説

供託制度は、弁済者が弁済の目的物を債権者のために供託所に寄託して債務を免れる制度として最も広く利用されているが、この弁済の代用としての弁済供託のほか、債権の担保のためにする保証供託、執行供託、没取供託、保管供託、その他特殊な供託のために広く利用されている。それぞれの供託は、その目的および効果を異にし、それぞれ固有の機能を有しているので、これを一元的に説明することは難しいが、これら全ての供託について共通の要素を抽出し、一元的に定義するとすれば、供託とは、「ある財産を国家機関である供託所または国家機関の指定する者に提出して、その財産の管理を委ね、供託所等を通してその財産をある人に取得させることによって一定の法律上の目的を達成させようとする制度」であるといえることができる。

ここで達成される法律上の目的は、供託の種類によって異なり、それぞれの供託根拠法規に規定されている。

上記において、供託の目的物である財産を「供託物」という。供託物は、

金銭、有価証券もしくはその他の有体物または振替国債でなければならない（法1条・5条、社株法278条1項参照）。また、供託を申請する者、すなわち供託所等に供託物を提出する者を「供託者」、供託をされる相手方、すなわち供託所等を通して供託物を取得する者を「被供託者」という。

ところで、上記供託制度を利用するためには、①供託を義務付け、またはこれを許容する法令の規定（供託根拠規定）が存すること、②供託の目的物が供託可能なものであること、および③適法な供託所に供託することの三つの要件を備えていることが必要である。

次に、供託は、供託物の種類により、「金銭供託」、「有価証券供託」、「振替国債供託」および「その他の物の供託」の4種に分類され、また、供託の機能によって、「弁済供託」、「担保（保証）供託」、「執行供託」、「没取供託」、「保管供託」等に分類される。

Q2

供託制度は、どのような仕組みになっているか

A

わが国の供託制度は、法務局（供託の目的物が金銭、有価証券または振替国債であるとき）および法務大臣の指定する倉庫業者または銀行（供託の目的物がその他の物品であるとき）が供託所となって、供託者の申請に基づき供託物を受け入れ、これを管理・保管し、被供託者（供託者の場合もある）の請求に基づき供託物を払い渡すという仕組みになっている。

● 解説

(1) 供託の基本構造と供託所

供託とは、ある財産を国家機関である供託所に提出して、その管理に委ね、供託所を通して、その財産をある人に受領させることにより、一定の法律上の目的を達しようとする制度である。この場合において、ある財産のことを「供託物」といい、供託所に供託物を提出する者を「供託者」、供託所を通じて供託物を受領する者を「被供託者」という。

次に、供託物の提出を受け、これを管理・保管する供託所は、供託物の種類により、次のように定められている。

- ① 供託物が金銭、有価証券または振替国債である場合……法務省の下部機構である法務局、地方法務局もしくはこれらの支局または法務大臣が指定したこれらの出張所（以下「法務局」と略称する。法1条、社株法278条1項）
- ② 供託物が、金銭、有価証券または振替国債以外の物品である場合……法務大臣が指定した倉庫営業者または銀行（法5条1項。もともと、現在のところ、倉庫営業者の指定があるのみで銀行の指定はない。）
- ③ 金銭、有価証券または振替国債以外の物の弁済供託において、その地域に法務大臣の指定した倉庫営業者または銀行がない場合、または、その物が指定倉庫営業者または銀行で取り扱わない種類（または数量）のものである場合……裁判所が指定した供託所または供託物保管者（民法495条2項、非訟法94条）

ところで、法制上も、また実際問題としても、金銭、有価証券または振替国債を供託物とする供託がほとんど大部分を占めているところから、単に供託所というときは、上記①の法務局を指すのが通常である。

(2) 供託の手続

供託手続は、供託者による供託の申請によって開始され、供託所による供託物の管理・保管により持続され、供託物の払渡しによって終了する。

a 供託の申請は、供託者が、法定の供託書に供託物を添えて供託所に提出する方法によってする（法2条、規則13条）。供託所が、当該供託申請を受

理し、供託物を受け入れることにより、供託が成立する。

b 供託された供託物は、供託所がこれを管理・保管する（法1条）。ただし、法務局が供託所として受け入れた金銭、有価証券および振替国債は、国の会計法規に基づき、さらに法務局から日本銀行（本・支店またはその代理店）に寄託されて、日本銀行において保管することになっている（会計法33条、予決令103条・104条）。

c 供託物の払渡しには、被供託者に払い渡す場合と、供託者に払い渡す場合とがあり、前者を「還付」、後者を「取戻し」と称する。還付とは供託手続がその本来の目的を達して終了する場合であり、取戻しとは供託手続が本来の目的を達しないで終了する場合である。

以上、供託所が供託物を受け入れ、これを管理・保管し、さらに払い渡すという供託手続の法的性質については、私法上の法律関係としては一種の寄託契約と解されるが、供託所が供託の申請または払渡しの請求を受けた場合におけるその適否の決定は、単に寄託契約の当事者としての立場においてではなく、国家機関としての立場から行政処分としてこれを行うものである（最判昭45.7.15民集24巻7号771頁）。

(3) 供託物払渡請求権

供託がされると、被供託者は、供託所に対し、一定の要件の下で供託物の払渡し（還付）を受け得る権利を取得する。また、供託者も、供託所に対し、一定の要件の下で供託物の払渡し（取戻し）を受け得る権利を取得する。前者を「供託物還付請求権」、後者を「供託物取戻請求権」と称する（なお、両者を統一して呼ぶときは、「供託物払渡請求権」と称する。）。

これらの権利は、供託物が金銭であるときは国（供託所）に対する一種の金銭債権であり、供託物が有価証券その他の物であるときは供託所に対する有体物の引渡請求権であると解され、それ自体財産的価値を有する権利であるから、権利者である被供託者または供託者は、これを他に譲渡し、または質入れすることもできるし、被供託者または供託者の一般債権者がこれを差し押さえることも可能である。

Q3

わが国の供託制度は、どのような沿革をたどってきたか

A

わが国の供託制度は、明治24年に「供託規則」をもって創設され、明治32年に現行の「供託法」に引き継がれ今日に至っている。

供託制度の運営は、当初大蔵省が所管していたが、大正11年に至り司法省（現在の法務省の前身）の所管となり、その後数次の機構改革を経て、現在は法務省の下部機構である法務局、地方法務局もしくはこれらの支局または法務大臣の指定したこれらの出張所が供託所となって、金銭、有価証券および振替国債を供託物とする供託事務を取り扱っている。

● 解説

わが国における供託制度は、明治24年1月1日に創設され、同日から明治32年3月31日までの間は供託規則（明治23年勅令第145号）、明治32年4月1日からは現行の供託法（明治32年法律第15号）により運営され、現在に至っている。

供託事務は、当初は大蔵省の所掌とされ、大正11年4月1日から司法省（現在の法務省の前身）の所掌とされたものである。

(1) 供託法の制定まで

明治23年の旧民法、旧商法および民事訴訟法の制定に伴って、供託制度が必要となったことから、「供託規則」が明治23年7月25日に明治23年勅令第145号として制定公布され、翌24年1月1日から施行され、わが国の

供託制度が発足した。

供託規則においては、供託事務は大蔵省の所掌とされ、当初は同省預金局が、明治26年11月1日からは国庫金の出納所管を掌管する「金庫」が、供託所として供託事務を取り扱った。

ところで、明治23年から金庫に関し委託金庫制度が採用され、日本銀行が国の委託を受けて金庫の業務を取り扱っていたので、供託事務は、実際には日本銀行がこれを取り扱っていたわけである。

(2) 供託法の制定以降

a 当初

明治30年代に至り、現行民法、商法等の制定に伴い、供託制度の整備の必要が生じ、供託法が明治32年法律第15号として新たに制定され、同年4月1日から施行された。これが現行の供託法である。

供託法においても、金銭および有価証券の供託所は、同法制定までと同様、金庫とされ、供託制度の運用は原則として大蔵省の所管とされたのである（ただし、物品の供託は、司法大臣の指定する倉庫業者または銀行が供託所としてこれを取り扱うこととされた。）。

b 司法省（供託局）への移管

その後、供託事務については、法律事務たる性質を有することに鑑み、大蔵省から司法省に移管されることとなり、大正11年4月会計法の施行により金庫制度が廃止され、国庫金の日本銀行に対する預金制度が採用されたことを機会に供託法が改正され、司法省の下部機構として新たに「供託局」が設置され、金銭、有価証券に関する供託事務を取り扱うこととなった。

c 第二次大戦後

第二次大戦後、数次にわたる機構改革に伴い、昭和22年5月司法省が法務庁に、供託局が司法事務局に、同24年6月法務庁が法務府に、司法事務局が法務局、地方法務局に、同27年8月法務府が法務省に改組され、現在に至っている。

したがって、現在は法務局、地方法務局もしくはこれらの支局または法務大臣の指定したこれらの出張所がそれぞれ独立の供託所として金銭、有価証

券および振替国債の供託事務を取り扱っている。なお、金銭、有価証券および振替国債以外の物品の供託（物品供託）については、司法大臣（法務大臣）の指定する倉庫営業者または銀行が供託所としてこれを取り扱うという供託法制定当初の制度がそのまま今日まで維持されている。

（参考）

- ① 大蔵省預金局……明治18年7月から明治26年10月まで大蔵省に設置されていたもので、政府において保管の義務を有する公有金、私有金で行政事務に付帯して取り扱うものおよび供託金、供託有価証券等を直接出納保管していた。
- ② 金庫……明治23年、国庫金の出納事務を取り扱う委託金庫制度が設けられ、日本銀行が国の委託を受けてその業務を取り扱っていたが、大正11年4月の会計法の施行により現行の日本銀行に対する預金制度が採用され、金庫制度が廃止された。供託金については、明治26年11月から金庫制度が廃止されるまで、この金庫が取り扱っていた。

Q4

供託にはどのような効力があるか

A

各種供託に共通する一般的効力としては、供託所が供託者の供託申請を受理して、供託物を受け取ることにより、供託者と供託所との間に寄託契約が成立し、被供託者は供託物還付請求権を取得する。他方、供託者も一定の要件の下に供託物取戻請求権を取得する。

弁済供託における債務消滅の効力（弁済効）など、各種供託に固有な効力は、それぞれの供託根拠規定に定められている。

● 解説

供託の効力としては、各種の供託に共通する一般的効力と、各種供託に特有の効力とがある。ここでは、主として前者について述べることにし、後者についてはそのうちの主要なものにつき簡単に述べるにとどめ、詳細はそれぞれの供託の項に譲ることとする。

(1) 供託の一般的効力

a 供託者・供託所間の寄託関係の成立

供託は、供託者が供託物を供託所に提出して、その管理に委ね、供託所を通じて被供託者に受領させることにより、一定の法律上の目的を達しようとする制度であり、供託の法律上の性質については、第三者＝被供託者のためにする一種の寄託契約であると解するのがわが国の通説的見解である。したがって、供託所が供託者の供託申請を受理し、供託物を受け取ると、供託者と供託所との間に寄託契約が成立する（もっとも、供託を第三者のためにする寄託契約と解することについては、弁済供託には直ちに妥当するとしても、多数の供託根拠規定により、それぞれ特殊性をもった供託制度が形成されている現在では、供託を一元的に第三者のためにする寄託契約と解することは、必ずしも、当を得ないとする批判もある。）。

b 供託物払渡請求権の発生

(イ) 還付請求権、取戻請求権の取得

上記のような性質を有する供託がされると、その効果として、一方の供託当事者である被供託者は、供託所に対し、供託物の交付（払渡し）を請求する権利、すなわち供託物還付請求権を取得する。他方、供託者も、一定の要件の下で、供託所に対し、供託物の返還（払渡し）を請求する権利、すなわち供託物取戻請求権を取得する。

(ロ) 供託物還付請求権、取戻請求権の根拠

供託がされたことにより被供託者の取得する供託物還付請求権は、供託が供託者と供託所との間の第三者＝被供託者のためにする寄託契約であるところから、供託のかかる寄託契約上の効果として当然に生ずるものであり（民

法537条1項), この場合, 第三者=被供託者は受益の意思表示(同条2項)を要せず直ちに還付請求権を取得するとするのが, 通説の見解である。しかしながら, 前述のごとく, 全ての供託を一元的に第三者のためにする寄託契約と解することは, 必ずしも当を得ないものと思われる。供託の種類によっては, 被供託者の還付請求権は, 例えば担保(保証)供託のように当該供託の根拠法令の規定自体(民訴法77条等)により生じ, あるいは, 例えば執行供託における執行裁判所の配当決定のように国家機関の処分の効果として生ずる場合もあるからである。

次に, 供託者の供託物取戻請求権は, 供託が錯誤によってされた場合, 供託を継続すべき法律上の原因が消滅した場合(法8条2項), あるいは弁済供託のように(民法496条)法令が特に取戻しを許容している場合に生ずるものである。

c 供託物還付請求権, 取戻請求権の性質

被供託者の供託物還付請求権および供託者の供託物取戻請求権は, 供託所を債務者とする一種の金銭債権(金銭供託の場合)または有体物引渡請求権(有価証券, その他の物品供託の場合)の性質を有し, それ自体財産的価値を有する権利であるから, 譲渡, 質入れ等の対象となり, また, 権利者の債権者による執行の目的となる。

なお, 弁済供託のように, 被供託者の還付請求権と供託者の取戻請求権とが併存する場合でも, 両者の権利は同一の供託物を目的とするものであるから, 一方が行使されれば他方は消滅するが, おのおのは独立性を有し, 一方の権利の変動(譲渡, 差押え, 時効消滅等)は他方の権利に影響を及ぼさないのを原則とする。

(2) 各種供託の効力

各種供託の効力については, 当該供託を義務付け, または許容した法令(供託根拠法)に規定されている。

詳細は各供託の項に譲り, 主要なものにつき簡単に述べる。

a 弁済供託の効力

債務者が債務の目的物を供託すると, 当該債務者は, 当該債務を免れる

(民法494条)。すなわち、供託によって当該債務は消滅し、それに伴い、当該債務について設定されていた担保も消滅する。このように、弁済供託によって債務消滅の効果が生ずるのは、債権者たる被供託者が供託所に対し供託物還付請求権を取得するからである。したがって、供託者が供託物を取り戻したときは、供託しなかったものとみなされ(民法496条1項)、弁済供託による債務消滅の効果は、遡及的に消滅する。このように、弁済供託は取戻しを解除条件とする債務消滅の効力を有する(解除条件説)とする見解が有力である(我妻・新訂債権総論312頁ほか)。

b 担保(保証)供託の効力

裁判上の保証供託にあつては、被供託者(担保権者)は、保全処分、仮執行またはその停止等により将来生ずることのあるべき損害賠償請求権につき、供託物について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する(民訴法77条等)。

また、営業上の保証供託にあつては、債権者(被供託者)は、営業者(供託者)の営業活動から生じた一定の債務につき、供託物について弁済を受け得る権利を有することになる(宅建業法27条1項等)。

c 執行供託の効力

執行供託にも種々のものがあるが、金銭債権が差し押さえられた場合における第三債務者からする供託(民執法156条1項・2項等)にあつては、供託により第三債務者は免責されるとともに、配当要求遮断効が生ずる(民執法165条1項)。また、金銭債権に対して仮差押えの執行がされた場合における第三債務者からする供託(保全法50条5項・民執法156条1項)にあつては、供託により第三債務者は免責されるとともに、当該仮差押えの執行の効力が執行債務者たる被供託者の還付請求権の上に移行するという効力が生ずる。